



「耳ときこえの勉強会（講座）」の参加者を募集します

「最近、テレビの音が聞き取りづらい」「相手の話が聞き取りづらく、つい聞き返してしまう」など、きこえが気になり始めていませんか。

聴力低下は、身体の衰え・人との関わりや活動範囲が狭まるなど、こころとからだ、そして社会性に影響を及ぼします。

耳やきこえの仕組みについて、また、きこえを支援する補聴器の役割や効果などの情報をお伝えします。ぜひご参加ください。

■日時 3月3日（金）（耳の日）

午前10時～11時

■場所 鳩山町地域包括ケアセンター

地域の交流スペース

■定員 30人

■内容

・認定補聴器技能者（※）による「耳と聞こえの勉強会（講座）」

・きこえの仕組みや、きこえを支援する補聴器の役割や効果などの説明

（※）認定補聴器技能者とは 補聴器の調整などに携わる者に対し、公益財団法人テクノエイド協会の厳しい条件のもと、基準以上の知識や技能を持つことを認定して付与する専門資格者

■費用 無料

■受付開始日 2月1日（水）

※定員になり次第締切らせていただきます。

■申込先・問合せ 町地域包括支援センター

☎ 296-7700

東京都健康長寿医療センター研究所の先生方が情報発信する

鳩山町健康長寿のまちづくり共同研究事業

第3回「フレイル予防啓発コラム」

■問合せ 町地域包括支援センター

☎ 296-7700



横山 友里氏

東京都健康長寿医療センター研究所・社会参加と地域保健研究チーム/研究員、管理栄養士

フレイル（虚弱）とは、体や心の機能（はたらき）の低下によって、要介護に陥る危険性が高まっている状態をいい、フレイルリスクの有無は、「栄養・運動・社会参加」の3つの要素からなる15項目の質問から把握することができます。

今回は、2020年に実施した、鳩山町にお住まいで、要介護認定を受けていない65歳以上の方に協力いただいた、郵送アンケート「鳩山町 シニア世代の健康長寿に向けた実態調査」から、聴力低下とフレイル（虚弱）に関する分析結果をご紹介します。（「データ分析への同意」が得られた3,063人の集計結果です。）

分析の結果、フレイルリスク「あり」の該当率は19.3%で、聴力低下の有無別にみると、聴力低下なし群で17.6%、聴力低下あり群で43.9%でした。

このことから、聴力低下のある方々は、聴力低下のない方々と比較して、フレイルリスク「あり」の該当率が高いことがわかりました。

次に、聴力低下がフレイルのリスク以外に、どのような項目と関連しているかを調べてみました。

性別にみても、年齢層別にみても、聴力低下なし群に比べて、聴力低下あり群は、定期的な運動頻度が少ないことや、精神的な健康状態が低いこと、生活満足度が低いことなどが示されました。また、女性においては、外出頻度や近所づきあいが少ないことも示されました。

今回の結果をふまえると、「聴力低下」は、会話やコミュニケーションの減少につながり、身体のみならず、心の健康状態に強く関連していることが考えられます。

したがって、聴力の低下を感じたら、耳鼻咽喉科の医師や認定補聴器専門店に相談するなど、「きこえの問題」に対して早期発見・早期対応することがフレイル予防においても重要です。

鳩山町では上記のとおり、「耳ときこえの勉強会（講座）」を予定しておりますので、ぜひご参加いただき、「きこえの問題」を考える機会にいただければ幸いです。

Topics

トピックス

速報 「南比企窯跡」の国指定史跡化が答申されました

みなみひきかまあと

鳩山町に所在する「南比企窯跡」が、令和4年12月16日（金）の国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国史跡へ指定するように文部科学大臣に答申されました。答申された文化財は、後日行われる官報告示を経て指定されます。指定されると鳩山町の国指定史跡は初となります。

鳩山町の赤沼地区に所在する南比企窯跡は、古代武蔵国の四大窯跡の1つで、6世紀前半から10世紀中頃にかけて総数500基を超える窯が操業していました。その規模は、東日本最多を誇ります。

南比企窯跡で生産された須恵器や瓦は、7世紀後半から8世紀初頭には、武蔵国府や地方寺院等で利用されました。

また、8世紀中頃の武蔵国分寺創建や補修にあたり

瓦が供給され、出土した文字瓦から、武蔵国21郡のうち、16郡の生産に関わったことが判明しています。

このように、南比企窯跡は、古代において関東の窯業生産の中心的役割を果たすとともに、国分寺造営における労働力編成の一端を示す窯跡として重要なものとなっています。

今後、国史跡指定に関する詳細は、随時、町の公式ホームページや広報はとやまでお知らせしていきます。

また、多世代活動交流センター2階出土品展示室では、南比企窯跡から出土した、貴重な文化財が多数展示してあります。ぜひ一度ご覧ください。

■問合せ 教育委員会文化財分室

☎ 296-3862



鳩山町公式 LINE を2月1日から開始します

この度、鳩山町では2月1日（水）から町の最新情報などを配信する町公式 LINE を開始します。

町の公式アカウントを「友だち追加」をすると、町公式ホームページと連動したイベント情報や、子育て関連情報などが、定期的に配信されます。

この機会にぜひ、「友だち追加」をし、町公式 LINE をご利用してみてください。

町公式 LINE の「友だち追加」は、右記の二次元コードから登録ください。（2月1日以前から友だち追加は可能ですが、配信は2月1日以降となります。）



※鳩山町公式 LINE からの個別のお問い合わせは、受け付けておりません。あらかじめご了承ください。

■問合せ 役場政策財政課

☎ 296-1212

『スマホ教室 LINE 講座』を開催します

鳩山町公式 LINE 開始に伴い、より多くの方に使用してもらうため、LINE の使い方とスマートフォンの使い方を解説するスマホ講座を開催します！ぜひ、ご参加ください。

■対象 町内在住の方 ■定員 各回9人（先着順）

■日時 1月19日（木）、2月16日（木）、3月16日（木）時間はいずれも午後1時～2時（各日とも同じ内容です。）

■場所 鳩山町コミュニティ・マルシェ研修室

■持ち物 ご自身のスマートフォン

■参加費 無料（鳩山町コミュニティ・マルシェで1ドリンクをオーダーする必要があります。）

■申込・問合せ 鳩山町コミュニティ・マルシェ

☎ 272-7528

メール hatoyamacommunitymarche@gmail.com

「第5次鳩山町男女共同参画計画（案）」 に関する意見を募集します

町では、町民の皆さんのご意見等を計画に反映させるため、「第5次鳩山町男女共同参画計画（案）」に関するご意見等を募集します。寄せられたご意見などを踏まえて、鳩山町人権政策推進協議会で検討するなど、最終的な計画づくりを進めます。

■**閲覧・貸出先** 役場総務課（本庁舎2階）、役場東出張所、町立図書館

※町ホームページでも閲覧できます。

■**募集方法** ご意見等を文書にまとめ、直接持参（土・日・祝日・年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで）、郵送、FAX、メールでご提出くだ

さい。様式は自由ですが、住所、名前、電話番号は必ず明記してください。

※期限内必着となります。

※いただいたご意見等に対する回答は、後日ホームページへの掲載等により行います。（個別の回答は致しませんので、ご了承ください。）

■**募集期限** 1月20日（金）

■**提出先・問合せ** 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 鳩山町役場総務課 職員・人権政策担当 ☎296-1214 FAX 296-2594

メール h210@town.hatoyama.lg.jp.



令和5年度 会計年度任用職員を募集します

令和5年度の会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは、1会計年度内（4月1日～翌3月31日）を任期として勤務していただく非常勤の職員です。

募集職種や勤務条件などの詳しい情報は、町ホームページ掲載の募集案内をご確認ください。

■**募集職種** 【町会計年度任用職員】：一般事務、事務補助、介護認定調査員、助産師など

【町教育委員会会計年度任用職員】：一般事務、図書館奉仕員、図書館司書、文化財専門員、文化財調査補助員、校務員・給食配膳員、給食調理員、運転手（亀井小スクールバス、幼稚園バス、給食配送車）、小・中学校教諭、学習指導補助教諭、さわやか相談員、特別支援教育支援員、幼稚園教諭、預かり保育補助員など

※勤務内容については、ホームページに掲載している「募集案内」に記載されている担当へお問合せください。

■**任用期間** 令和5年4月1日～令和6年3月31日

■**選考方法** 書類選考、面接など

■**申込期間** 1月10日（火）～27日（金）

■**申込方法** 申込書（町所定の様式をホームページからダウンロード）、資格証等の写し（資格を要する職種を受ける方のみ）を郵送、またはお持ちください。

■**申込先** 町会計年度任用職員については、役場総務課 職員・人権政策担当、町教育委員会会計年度任用職員については、役場教育委員会事務局 総務・学校教育担当まで

■**問合せ** 役場総務課 職員・人権政策担当 ☎296-1214（申込方法に関する問合せのみ）

自転車を安全に利用しましょう

【自転車安全利用五則が改定されました】

自転車を運転するときは以下のルールを守りましょう。

- ①車道が原則、左側通行（歩道は例外、歩行者を優先）
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

【自転車運転者講習制度をご存じですか？】

自転車乗用中に信号無視等の危険行為を行い、交

通違反による取締りまたは交通事故を3年以内に2回以上くり返した場合（但し、刑事罰の対象となる14歳以上。県内・県外を問わない。）は、3か月以内の指定された期間内に公安委員会の講習を受講しなければなりません。

講習時間は3時間、受講手数料は6,000円で、受講命令に従わなかった場合には、5万円以下の罰金となります。詳しくは、埼玉県警察のホームページにてご確認ください。

■**問合せ** 役場産業環境課 ☎296-5894

申請はお済みですか？

町独自の「鳩山町若者生活支援特別給付金」のお知らせ

町では、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等により、様々な影響を受ける学生等に対し、経済的な支援をするため、支給対象者一人あたり3万円（1回限り）を支給する「鳩山町若者生活支援特別給付金給付事業」を実施しています。

支給対象者には、8月中旬に案内通知をしています。まだ申請されていない方はお早めに申請ください。

■**支給対象者** 令和4年5月1日時点、鳩山町に住民登録をしている方で、平成12年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方

■**給付金** 支給対象者1人につき3万円

■**提出先** 鳩山町役場 町民健康課（庁舎1階）または東出張所

■**提出書類**

- ①鳩山町若者生活支援特別給付金申請書（同封書類）
- ②受取口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカードの写し）

※支給対象者または保護者名義のものに限ります。

■**申請期限** 令和5年2月28日（火）必着

■**問合せ** 役場町民健康課 ☎296-5891



国事業 令和4年度低所得の子育て世帯に対する 生活支援特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得のひとり親世帯やその他の子育て世帯に対し、生活を支援するため、給付金を支給します。

■**支給額** 対象児童1人あたり一律5万円

■**支給方法** 右記の①に該当する方へは令和4年6月中旬に支給済みです。右記②の方については、申請が必要です。

■**申請方法** 役場町民健康課へ申請書及び添付書類を持参または郵送

■**申請期限** 令和5年2月28日（必着）

■**問合せ** 役場町民健康課

☎296-5891

【支給対象者】

世帯 申請区分	ひとり親世帯（収入が児童扶養手当支給制限額を下回る世帯）	その他（ひとり親以外）の低所得の子育て世帯
①申請 不要	令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方	令和4年度4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方のうち、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方
②要申請	次のいずれかに該当する①以外のひとり親世帯 ・公的年金等の受給により、児童扶養手当の支給を受けていない方 ・新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給要件と同じ水準になった方	次のいずれかに該当する①以外の子育て世帯 ・対象児童（※）を養育し、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方 ・新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が住民税均等割の非課税と同じ水準となった方

※対象児童とは、令和4年3月31日時点で18歳未満（障害児については20歳未満）の子（令和4年4月～令和5年2月に生れた新生児を含む）をいいます。

マイナンバーカード取得と電子証明書の更新の相談・手続き受付中



町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、新規申請や申請後のマイナンバーカードの受け取り、電子証明書の更新に関する相談・手続きを行っています。

◆1～2月 休日臨時開庁日

■**日程** 1月14日（土）・28日（土）

2月12日（日）・25日（土）

■**時間** 午前9時～正午 午後1時～午後3時

■**場所** 役場町民健康課（庁舎1階）

■**問合せ** 役場町民健康課 ☎296-5891